



平成 27 年度輸入食品監視指導計画

平成27年3月30日、厚生労働省は平成27年度輸入食品監視指導計画及び輸入食品等モニタリング計画を公表しました。本年度の計画ではこれまでの監視指導計画に加え、新たに次の事項が盛り込まれました。

1. 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備を行うこと。
2. モニタリング検査件数は前年度より 1,000 件増し、年間9万5千件としたこと。
3. 病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施をすること。
4. ポジティブリスト制度の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえ、検査項目等の見直しを行うこと。
5. 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査の強化と輸入者に衛生管理の徹底を指導すること。

これらの方針を踏まえた、平成27年度の食品の種類別モニタリング検査計画件数は表のとおりです。

モニタリング検査は前年より食品の種類別では検査強化食品分(3,500件)、水産加工品(3,240件)及び畜産加工品(500件)の検査件数が増加していますが、畜産食品、水産食品、農産食品、農産加工食品、その他の食料品、飲料のモニタリング検査は減少しています。

青果物が含まれる農産食品では遺伝子組み換え食品が前年に比べ100件増加しますが、その他の検査項目では昨年と同じか減少しています。

なお、平成27年度輸入食品監視指導計画及び輸入食品モニタリング検査計画は厚生労働省ホームページの下記アドレスに公表されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000078865.html>

食品の種類別モニタリング計画件数

食品群	検査項目	2015年度		2014年度	
		項目別	延検査	項目別	延検査
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他 食鳥肉等	抗菌性物質等	1,900	4,230	1,900	6,750
	残留農薬	1,200		1,200	
	添加物	100		120	
	病原微生物	700		700	
	成分規格等	300		300	
	放射線照射	30		30	
	SRM除去	0		2,500	

食品群	検査項目	2015年度		2014年度	
		項目別	延検査	項目別	延検査
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,200	10,900	2,300	10,400
	残留農薬	1,700		1,700	
	添加物	1,200		1,250	
	病原微生物	3,600		3,600	
	成分規格等	2,200		1,550	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,600	5,380	2,750	6,280
	残留農薬	1,000		1,600	
	添加物	300		300	
	病原微生物	1,100		1,100	
	成分規格等	350		500	
	放射線照射	30		30	
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,100	19,700	3,750	16,460
	残留農薬	4,100		3,900	
	添加物	1,900		1,900	
	病原微生物	4,700		4,000	
	成分規格等	4,900		2,900	
	放射線照射	0		10	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,600	16,750	3,000	18,100
	残留農薬	8,800		9,100	
	添加物	450		800	
	病原微生物	1,500		1,500	
	成分規格等	350		350	
	カビ毒	2,500		2,880	
	遺伝子組換え食品	450		350	
	放射線照射	100		120	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	600	18,800	600	19,760
	残留農薬	7,000		8,200	
	添加物	4,500		4,200	
	病原微生物	1,000		1,000	
	成分規格等	2,300		2,500	
	カビ毒	2,800		2,600	
	遺伝子組換え食品	200		250	
	放射線照射	400		410	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,000	5,700	1,400	5,780
	添加物	3,000		2,680	
	成分規格等	600		600	
	カビ毒	1,100		1,100	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	90	1,940	400	2,530
	添加物	1,100		1,350	
	成分規格等	650		660	
	カビ毒	100		120	
添加物、器具及び容器包装、おもちや	成分規格等	1,600	1,600	1,440	1,440
検査強化食品分	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、SRM除去	10,000	10,000	6,500	6,500
総計(延数)			95,000		94,000

平成25年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品中に残留する農薬等をどの程度摂取しているかを把握するため、国民健康・栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施しています。この度、平成25年度の調査結果が取りまとめられ、公表されたので、その概要をお知らせいたします。

1. 目的

この調査は平成17年度から毎年行われており、国民栄養調査で把握した日本人の平均的な食生活を前提に食品を購入し、食事として調整し、これらの食事に含まれている農薬等を分析し、日本人1日当たりの農薬等の摂取量を調査するものです。

2. 調査方法

国民健康・栄養調査の分類を参考に食品を13群に分類し、地域別の平均食品摂取量を踏まえて調製を行い、粉碎混合し均一化したものと飲料水(合計14食品群)を試料として、41物質の農薬等を対象に分析し、平均的な食生活における農薬等の一日摂取量を算出したものです。

3. 結果の概要

平成25年度調査において検出された農薬及びその濃度、1日摂取量、ADIに対する比率は表のとおりです。

4. まとめ

27種類の農薬等がいずれかの食品群において検出されましたが、推定された平均一日摂取量($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)の一日摂取許容量(ADI:Acceptable Daily Intake)に対する占有率(対ADI比)は0.004%~0.29%の範囲であり、国民が一生涯に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられました。

表 平成25年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

検出された農薬等	検出範囲 (ppm)	平均1日 摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)	対ADI比 (%)	ADI ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)
アセタミプリド	0.0005~0.038	1.64	0.04	3784
アセフェート	0.00089	0.11	0.09	128
アゾキシストロビン	0.00005~0.011	0.92	0.01	9594
イプロジオン	0.001341~0.0156	2.40	0.08	3198
イマザリル	0.003~0.0109	0.67	0.04	1599
イミダクロプリド	0.00014~0.038158	1.13	0.04	3038
クレソキシムメチル	0.00012~0.18421	2.52	0.01	19188
クロチアニジン	0.000139~0.001554	0.39	0.01	5170
クロルピリホス	0.0002~0.008393	0.16	0.29	53.3
クロルフェナピル	0.002192~0.00317	1.90	0.14	1386
シペルメリン	0.013461, 0.018134	1.94	0.07	2665
チアクロプリド	0.00023~0.003	0.32	0.05	640
チアトキサム	0.0003~0.0111	0.86	0.09	959
チオジカルブ及びメソミル	0.0002, 0.0007	0.35	0.02	1599
ドラメクチン	0.000326	0.03	0.06	53.3

検出された農薬等	検出範囲 (ppm)	平均1日 摂取量 (μ g/人/day)	対ADI比 (%)	ADI (μ g/人/day)
トリフルミゾール	0.0002~0.001548	1.07	0.13	800
トルフェンピラド	0.000215~0.0162	0.57	0.19	298
ピラクロストロビン	0.0001~0.001263	0.26	0.01	1812
フェンプロパトリン	0.0041~0.0133	1.09	0.08	1386
フルフェノクスロン	0.0001~0.166667	3.29	0.17	1972
プロシミドン	0.000366~0.02738	1.71	0.09	1866
ペルメトリン	0.0019, 0.004347	1.60	0.06	2665
ボスカリド	0.00013~0.0756	1.62	0.07	2345
メタラキシル及びメフェノキサム	0.0003~0.002	0.77	0.07	1173
メチダチオン	0.0002	0.09	0.17	53.3
モキシデクチン	0.000276	0.004	0.002	160
ルフェヌロン	0.0003~0.003757	0.39	0.05	746

機能性表示と根拠

近年、食を巡る健康上の問題が注目されていますが、健康上の問題を抱えた方々のニーズに合った農林水産物やその加工品の安定的な供給システムは確立されていません。このため、農林水産省の「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」では、画期的な農林水産物やその加工品の開発及び個人の健康状態に対応した供給システムの開発を実施することとしています。

その一環として、カンキツのクリプトサンチン含有量等の品質を保証した供給システムの確立についてまとめられています。また、その中で機能性表示と根拠についても触れられています。詳細は農林水産省ホームページをご覧ください。

「カンキツの β -クリプトキサンチン含量等の 品質を保証した果実供給の実現に向けた取り組み」

http://www.s.affrc.go.jp/docs/kinousei_pro/pdf/54_kankitsu.pdf

PROCOLOMBIA 総裁による輸出情報の提供について

3月30日(月)にコロンビア大使館通商部事務所(港区六本木)において、PROCOLOMBIA(コロンビア貿易振興機構)の総裁により、コロンビアの輸出情報の提供があった。同総裁は、コロンビアが海上アクセスに優れており、日本へは27日の輸送期間であること、EPAの進展により海外1.5億人のマーケットアクセスが可能であること等について説明があった。

引き続き当日参集の、食品関係の輸入者等約20名との対談が行われ、その中で、港湾までの2車線の道路整備が実施され、リーファーコンテナ対応の港湾施設も整備中であることが強調された。また、果物については、アボカドの対日輸出について意欲が示された。